

本セカンドオピニオン発行の背景

ヴィジオアイリスは、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「同機構」又は「発行体」)が2018年9月に発行を予定している財投機関債(第52回日本学生支援債券。以下、「本債券」)に関し、ソーシャルボンド原則の自主的ガイドライン(以下、「ソーシャルボンド原則」)への適合状況及び本債券の持続可能な発展への貢献度合いについて、ヴィジオアイリスの環境、社会、ガバナンス(以下、「ESG」)評価手法に基づいて独立した意見を表明するように依頼を受けました。

本オピニオンは以下の2つの要素について精査した結果に基づくものです。

- **発行体レベル:** 発行体の組織としてのESGパフォーマンスの評価、ESGに関連する係争の有無と論争の対象となる活動²への関与の有無
- **債券レベル:** 発行体のサステナビリティに関する戦略と本債券発行との一貫性及びソーシャルボンド原則への適合状況

ヴィジオアイリスは、精査にあたって自社のデータベース、発行体、メディア及びステークホルダーから必要な情報を収集し、発行体の理事長への面談や担当者へのインタビュー等も実施しました。これら一連の精査の手続きは2018年5月25日から2018年6月29日にかけて行われました。

ヴィジオアイリスは精査にあたって必要な全ての文書及び関係者にアクセスすることができました。そこから得られた情報によりヴィジオアイリスは以下の意見の網羅性、精密性、信頼性について合理的な保証の水準を得られたと考えています。

ヴィジオアイリスによる意見表明

ヴィジオアイリスは本債券がソーシャルボンド原則に適合したものであるとの意見を表明します。ヴィジオアイリスは本債券の持続可能な発展への貢献度合いについての保証の水準を合理的³とします。

本債券によって調達される資金は、日本学生支援機構の「第二種奨学金」の資金として充当されます。同機構の奨学金制度には返還の必要がない「給付奨学金」とその必要がある「貸与奨学金」があり、さらに貸与奨学金は無利息の「第一種奨学金」と利息付の「第二種奨学金」の2種類に分かれます。本債券の資金の用途である「第二種奨学金」は、「第一種奨学金」よりも緩やかな基準によって運用されており、一定の条件を満たせば原則として全ての申請者が奨学金の貸与を受けることができることから、教育の機会均等の実現に寄与します。日本学生支援機構による本債券の発行は、高い公共性を有し、社会貢献度の高い奨学金事業等を行う同機構の使命に直結するものです。

- **発行体レベル:** 日本学生支援機構のESGパフォーマンスは全体として良好³な水準にあります(パートI参照)。
 - ▶ 日本学生支援機構のパフォーマンスのレベルはESGの3つの領域について、いずれも良好な水準にあります。
 - ▶ 同機構に関するESGに関連する係争はありません。
 - ▶ 同機構は、ヴィジオアイリスによって分析される15の論争の対象となる活動に関与していません。

¹ 本セカンドオピニオンはソーシャルボンド原則の自主的ガイドラインに記載されている「セカンドパーティオピニオン」に該当します(www.icmagroup.org)。

² ヴィジオアイリスによって分析される15の論争の対象となっている活動とはアルコール、動物愛護、懸念のある化学物質、市民向け銃器、化石燃料、石炭、タールサンド及びオイルシェール、キャンブル、遺伝子組み換え、高金利での貸付、軍需製品、原子力、ポルノ、再生医療、タバコです。

³ ヴィジオアイリスの評価尺度については文末の評価手法のセクションをご参照下さい。

- **債券レベル:** 日本学生支援機構はソーシャルボンドのフレームワークを策定しており、その内容は同機構のウェブサイト上で公開されます。本債券の発行は日本学生支援機構の使命やその事業活動と密接に関係し、同機構のサステナビリティについてのコミットメントの達成に貢献するものであると考えられます(パート II 参照)。
 - ▶ 本債券によって調達される資金は適格プロジェクト、具体的には同機構の第二種奨学金の資金として充当され、これは国連の持続可能な開発目標(SDGs)の「目標4: 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献するものと期待されます。適格プロジェクトは明確に対象を定めており、その社会的目標は適切に規定されています。期待される社会的便益は発行体によって定量的に評価されます。
 - ▶ プロジェクトの評価と選定のプロセスは明確に規定されています。そのプロセスは妥当な適格性を判断する基準に依拠しており、ガバナンスや透明性の観点から良好なものです。また適格プロジェクトに関連する社会的リスクを特定し管理する体制についても良好であると考えられます。
 - ▶ 日本学生支援機構の調達資金の管理に関するルールは明確に規定されており、文書化された透明性のある資金充当プロセスを実現するものです。
 - ▶ 発行体のレポートングのプロセスとコミットメントは良好であり、その内容は資金の充当状況から社会的便益までをカバーしています。

外部評価

本債券の発行は、以下のような外部評価によりサポートされています。

- **セカンドパーティオピニオン** サステナビリティに関するコンサルタントであるヴィジオアイリスによって作成された本セカンドオピニオン。発行体の発行前のコミットメントに基づき、サステナビリティの観点から本債券の特性についてレビューを行っています。

本債券に関して発行体は資金充当状況やレポートング内容について外部の第三者機関による検証を受けることを検討していません。この点については改善の余地がありますが、日本学生支援機構では高い透明性と客観性を持ったモニタリングとレポートングの体制が構築されており、報告内容については一定の透明性と客観性が制度的に担保されていると考えられます。

本セカンドオピニオンは日本学生支援機構が2018年9月に発行する本債券に限定され、発行日時点で有効なものです。

2018年6月29日、パリ



Laurie CHESNE

Head of Sustainable Bond Services
Senior Sustainability Consultant



Federico PEZZOLATO

Project Manager
Senior Sustainability Consultant

免責条項

ヴィジオアイリスと発行体との関係について: ヴィジオアイリスはこれまで日本学生支援機構に対していかなるコンサルティング活動を行ったことはなく、ヴィジオアイリスと日本学生支援機構との間に資本又は業務上の関係があったことはありません。

本セカンドオピニオンはヴィジオアイリスが入手可能な情報に基づき、発行体に対して本債券のサステナビリティについて説明を行うことを目的としています。ヴィジオアイリスは発行体の従業員以外へのステークホルダーへのインタビューは実施しておらず、また現地調査を含め発行体から提供された情報の正確性についての検証についても同様です。収集された情報の正確性、包括性、信頼性については発行体が責任を負います。本セカンドオピニオンの提供は、本債券によって資金が調達されるプロジェクトの実現可能性や優越性、不可逆性を認証することを意味しません。日本学生支援機構は自らの方針に基づいてコミットメントを策定し、これを実施し、モニタリングを行うことについての全ての責任を負います。本セカンドオピニオンの提供は、本債券の財務上のパフォーマンスや調達資金の効率的な配分に焦点を当てたものではありません。ヴィジオアイリスは、第三者が本セカンドオピニオンを投資の意思決定やその他のいかなる事業上の取引を行う際に用いることによって発生する結果について法的責任を負うものではありません。

ステークホルダーとの ESG 関連の係争について表明された意見は日本学生支援機構の信用力や財務的義務についての結論ではありません。ヴィジオアイリスは論争の対象となっている活動について、対象となっている活動、製品又はサービスが国際条約や国際基準で禁止されたものでない限り、数値としてその意見を表明することはありません。また、論争の対象となっている活動に関する調査は日本学生支援機構のそれらの活動への関与の有無をスクリーニングしていますが、何がスクリーニング対象となるかは哲学的及び倫理的価値観の対象であり、そのような情報を提供することはヴィジオアイリスがその内容について肯定的又は否定的立場を有することを示唆するものではありません。

本セカンドオピニオンの使用と配布についての制限: 本セカンドオピニオンはヴィジオアイリスによって発行体に対して提供されたものであり、発行体のみによって使用されます。本セカンドオピニオンの配布及び公表はヴィジオアイリスの承認を得た上で発行体の裁量により行われます。

詳細結果

パート1 発行体レベルの評価

日本学生支援機構の ESG パフォーマンスのレベル

2018 年 6 月時点で日本学生支援機構の ESG パフォーマンスのレベルは全体として良好な水準にあると考えられます。

< 表 1 > ESG パフォーマンス

| 分野 | コメント | 評価 |
|----|---|-----|
| 環境 | 日本学生支援機構の環境分野に関するパフォーマンスは良好な水準にあると考えられます。 | 先進的 |
| | 日本学生支援機構の事業の性質上、同機構の事業活動を通じた環境への負荷は軽微であると考えられます。日本学生支援機構は環境マネジメントシステムの認証等を受けてはいないものの、明確な CO2 削減目標を定めた地球温暖化へのコミットメントを発表しているほか、全職員を対象にした地球温暖化への取り組みを行っています。 | 良好 |
| | その取り組みの例としては、物品納入や役務提供の事業者、公共工事請負の事業者の選定にあたっては、調達する品目に応じて、エコマークやエコリーフ等の第三者機関による環境ラベルの情報を十分に活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めたり、その規模に応じて、ISO14001 又は環境活動評価プログラムなどにより環境管理を行っている者、または環境報告書を作成している者を優先的に考慮しています。 | 限定的 |
| | 現在使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG 等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとし、燃焼設備の改修に当たっては、温室効果ガス排出が少ない燃料の使用が可能となるよう取り組んでいます。既存の建築物においてはエネルギーの使用状況診断を実施し省エネルギーに努めるほか、建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底することとしています。また、クールビズの実施、LED 照明器具など環境負荷の少ない物品の調達、職員に対する意識啓発を行っています。 | 劣る |
| | さらに職員の移動について、全職員が原則公共交通機関を利用しており、その中でも鉄道を最優先に選択しています。他にも、低公害車の購入やメンテナンスの取り組みを行っています。 | |

| 分野 | コメント | 評価 |
|--|---|-----|
| 社会 | <p>日本学生支援機構の社会分野に関するパフォーマンスは良好な水準にあると考えられます。</p> | 先進的 |
| | <p>日本学生支援機構では、人事基本計画を定め、機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図ること、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を実施することにコミットしています。また、すべての職員が何らかの研修を受講することを目標として、組織的・体系的な研修計画を策定しており、業務に必要な分野別研修などを実施しています。現在、すべての職員が年1回は何らかの研修を受講しているほか、個々の年間パフォーマンス評価が実施されています。また、人事評価訓練に関する研修を行うとともに、複数の上司による評価の実施、評価者に対する評価等の仕組みを整えています。</p> | |
| | <p>日本学生支援機構では、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害の防止及び排除にコミットしています。また、障害を理由とする差別解消の推進に関する法律に基づき、障害を理由とする差別の解消にコミットしています。さらに対応要領を策定し、各事務所に苦情相談員を配置するといった相談体制の整備、役職員に対する研修・意識啓発、不当な差別行為を行った職員に対する懲戒処分などの取り組みが行われています。</p> | 良好 |
| | <p>また、女性活躍推進のための行動計画を定め、管理職に占める女性の割合について定量的な目標を定めています。これに関連する取り組みとして、介護に伴い退職した職員の再雇用制度の創設、仕事と育児・介護の両立支援のための制度について周知徹底、女性キャリアアップ^oを目的とした研修などが実施されています。同機構の管理職に占める女性の割合は20%前後で安定した傾向にあります。</p> | 限定的 |
| | <p>労働安全衛生について、日本学生支援機構は労働安全衛生法など関係法令に基づき、全職員に対し様々な取り組みを行っています。例えば、毎月各事務所において衛生委員会を開催し、産業医を交えて職場環境について話し合う場を設けているほか、職員用ポータルサイトにおける安全衛生に関する情報提供、産業医や保健師による面談の実施、外部相談窓口の設置などを実施しています。職場におけるストレスに対しても、全職員に対するストレスチェックや、メンタルヘルス研修を毎年実施しています。</p> | |
| <p>日本学生支援機構には、機構職員で構成された組合が2つ存在し、それぞれの組合からの団体交渉に関しては、労働組合法・労働基準法等関係法令に基づき、総務担当理事の監督のもとで実施されています。また、組合の要求に応じて必要な情報提供を行っています。団結の自由は管理職を除く職員および非常勤職員において保障されています。</p> | 劣る | |

| 分野 | コメント | 評価 |
|-------|--|-----|
| ガバナンス | <p>日本学生支援機構のガバナンス分野に関するパフォーマンスは良好な水準にあると考えられます。</p> | 先進的 |
| | <p>独立行政法人である日本学生支援機構のガバナンス体制は独立行政法人日本学生支援機構法等の法令によって規定されています。現在、同機構の役員は理事長 1 名、理事 4 名と監事 2 名で構成されています。また、同機構には運営評議会が設置されています。運営評議会は理事長及び学識経験者等委員 15 名で構成されており、理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、審議を行い、理事長に助言を行っています。</p> | 良好 |
| | <p>内部統制に関しては、経営管理会議において、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組みについて、検討及び審議等が行われています。また、業務部門から独立した監査室において、機構内の特定課題を調査し、業務の適正を確保するため内部監査(業務監査・会計監査・自己査定監査・法人文書監査・個人情報保護監査・情報セキュリティ監査)を実施しています。また、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る)、決算報告書については、監事による監査及び会計監査人による外部監査を受けています。また、組織的・個人的な法令違反等の早期発見・是正を図るため、機構職員、非常勤職員、派遣職員、退職者、関係業者等が利用する公益通報、相談窓口を設けています。</p> | 限定的 |
| | <p>リスク管理に関しては、理事長を委員長とするリスク管理委員会が構成され、毎月開催されています。リスク管理責任者により業務フローごとに内在するリスクの洗い出しとその影響度や対応の優先順位などの評価が毎年定期的に行われ、リスク管理委員会に報告されています。事案により内部監査も行われています。</p> <p>同機構の事業特性上、重要性が高いと考えられる利用者情報の保護を含む情報セキュリティに関しては、情報セキュリティ対策を統括する責任者である「最高情報セキュリティ責任者(CISO)」を任命し、組織の情報セキュリティ対策方針や意思統一を行う情報セキュリティ委員会を設置しています。</p> | 劣る |

パートⅡ 債券レベルの評価

日本学生支援機構はソーシャルボンドのフレームワークを策定しており、その内容は同機構のウェブサイト上で公開されます。

発行の一貫性について

本債券発行は日本学生支援機構の使命やその事業活動と密接に関係し、同機構のサステナビリティについてのコミットメントの達成に貢献するものであると考えられます。

日本学生支援機構は、日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し、政府の政策に基づき学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。同機構は奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業という 3 つの事業を行っています。

日本学生支援機構は奨学金事業を通じて、経済的理由により修学が困難な学生等に対する支援を行い、日本国憲法や教育基本法に定められた「教育の機会均等」に寄与しています。同機構の奨学金貸与事業では、昭和 18 年の事業開始以来平成 28 年度までの 74 年間で約 1,246 万人に対して累計額約 18 兆円の奨学金を貸与しています(旧日本育英会を含む)。

日本学生支援機構の奨学金制度には返還の必要がない給付奨学金とその必要がある貸与奨学金があります。さらに貸与奨学金は無利息の「第一種奨学金」と利息付の「第二種奨学金」の 2 種類に分かれます。このうち、本債券の資金の使途である第二種奨学金は、第一種奨学金よりも緩やかな基準によって運用されており、一定の条件を満たせば原則として全ての申請者が奨学金の貸与を受けることができます。また、その貸与利率は民間の教育ローン等と比べて低く設定されています。

日本学生支援機構は法令により、奨学金の貸与に係る業務に必要な費用のために債券を発行することができることが定められています。本債券により調達された資金は第二種奨学金の資金として充当されます。なお、本債券に生じる利息の支払いは国からの利子補給金により補填されるため、当該奨学金の貸与を受ける奨学生は貸与期間中(在学期間中)は無利息となります。また奨学金の貸与にあたっては、書面による契約に先立って、申請者に対して十分な情報提供がなされており、さらに返還については相談窓口や減額返還制度、返還期限猶予制度といった各種制度が用意されています。

なお、ヴィジオアイリスは日本においても他国と同様に奨学金制度及び高等教育の費用負担のあり方を巡る議論がなされていることを認識しています。日本学生支援機構は政府の政策実施機関であり、国内での一連の議論を受けた政府の法律改正により、2017 年度に創設された返還の必要がない給付奨学金制度を実施するなど、社会からの要請にも対応しています。また、貸与奨学金の回収についても、制度の持続可能性や将来の奨学金申請者の便益を保護する観点から、その回収率を一定の水準以上に保つことが必要であると考えられます。

資金の用途

本債券によって調達される資金は適格プロジェクト、具体的には同機構の第二種奨学金の資金として充当され、教育の機会均等に寄与することが期待されます。適格プロジェクトは明確に対象を定めており、その社会的目標は適切に規定されています。期待される社会的便益は発行体によって定量的に評価されます。


〈表 2〉適格プロジェクトの内容

| 適格プロジェクト カテゴリー | 定義 | 目標 | 社会的便益 |
|-------------------|---|---------------------------|-------------|
| 第二種奨学金 | 返還の必要のある貸与奨学金のうち、利息付のもの。 <ul style="list-style-type: none"> - 返還の金利条件(固定、5年ごとの見直し)については奨学生が選択できる - 貸与利率の上限は3% - 貸与期間中(在学期間中)は利息の支払い負担は生じない - 返還は卒業(貸与終了)後に開始される | 基準を満たす申請者全員に対して奨学金を貸与すること | 教育の機会均等への寄与 |

ヴィジオアイリスは上記の適格プロジェクトは、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の「目標4: 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献するものと考えます。

4

QUALITY
EDUCATION



国連の持続可能な開発目標(SDGs)の目標4はすべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することを目標としており、その中にはすべての人々が男女の区別なく、安価で質の高い技術教育、職業教育、および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにすることも含まれています。

本債券によって調達される資金を上記の適格プロジェクトカテゴリーに充当することにより、日本学生支援機構はこの目的達成に貢献するものと考えられます。

プロジェクトの評価と選定のプロセス

プロジェクトの評価と選定のプロセスは明確に規定されています。そのプロセスは妥当な適格性を判断する基準に依拠しており、ガバナンスや透明性の観点から良好なものです。

日本学生支援機構のプロジェクトの評価と選定のプロセスは明確に規定されています。そのプロセスは明確な役割と責任を持つ内外の専門家が関与しており、妥当な適格性を判断する基準に依拠しています。

- 日本学生支援機構は、能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないよう、学生を支援することを目的に奨学金事業を実施しています。奨学生の選考にあたっては公平性を保つための適切な手続きが採用されており、人種や思想信条、性別等の属性による選考は行われていません。特定の教育機関や教育分野を優遇するといったことも行われていません。
- 奨学生の採用は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令に基づき、学校長からの推薦があった者について、機構が選考により実施しています。機構の奨学生採用に関する業務を担当する課が選考を行っており、選考結果については部内の統括課に報告され、理事が決裁しています。
- 奨学生の選考に際しては、人物、学力及び家計の各基準に基づいて機構が総合的に判断していますが、用いられる各基準の内容等については業務方法書等の文書に明記されており、その内容は一般に公開されています。第二種奨学金の貸与にあたっての判断基準は、無利息の第一種奨学金と比べて緩やかなものとなっており、上記選定基準以外に特に設けられた除外や禁止の基準はなく、原則として選定基準を満たせばすべての申請者に対して奨学金が貸与されます。なお、選考処理を行う際には機械によるチェックも行っており、基準に合わないものが採用されない仕組みも設けられています。

適格プロジェクトに関連する社会的リスクを特定し管理する体制についても良好であると考えられます。

- 奨学金の貸与にあたっては、書面による契約に先立って、申請者は、貸与の条件として機構の諸規程で定める事項を遵守すること、奨学生としての責任と誇りを持つこと、返還の重要性を理解し返還すること等を確認する「確認書」を提出します。また、貸与中は「奨学生のしおり」等の書類を配付し、返還が始まる前には「返還のてびき」を配付するなど、十分な情報提供を図っています。「確認書」、「奨学生のしおり」、「返還のてびき」といった書類は学校を通して利用者に配付しています。
- 本債券で調達した資金により奨学生は奨学金の貸与を受けます。卒業(貸与終了)し、返還が開始した後に返還者からの返還について延滞が発生する場合があります。奨学金の返還に関しては、月々の返還金額を減額する減額返還制度、一定期間返還を猶予する返還期限猶予制度といった各種制度が用意されています。また、奨学金の返還に関する相談窓口として奨学金返還相談センターが設置されており、返還者は、奨学金返還相談センターに連絡することで、いつでもこうした手続き等について相談することができます。
- 返還の延滞が長期間継続した場合、最終的には裁判所に申立を行うこととなりますが、そこに至るまでには文書や電話による働きかけや、個々の返還者の実情に合わせた対応をとるなどの対応を行い、さらに必ず事前に法的処理を開始する旨の文書を送付するなど必要な段階を踏んだ上での対応が行われています。

調達資金の管理

日本学生支援機構の調達資金の管理に関するルールは明確に規定されており、文書化された透明性のある資金充当プロセスを実現するものです。

日本学生支援債券の発行により調達した資金は、その全額が財務部において管理されます。入金された資金は、第二種奨学金専用の預金口座にまとめられ、他の奨学金の資金等とは別に管理されるため、その他の目的に使用されることはありません。

また、債券の発行日は送金日の2営業日前に設定されており、送金日には調達額全額が送金財源に充当されます。このためファイナンスに回される資金はなく、送金日後において未充当の資金は存在しないスキームとなっています。

送金先及び送金額の内容については機構内の所定の手続きにより、その詳細が把握される体制が構築されています。

レポートिंग

発行体のレポートिंगのプロセスとコミットメントは良好であり、その内容は資金の充当状況から社会的便益までをカバーしています。

日本学生支援機構は業務実績およびそれに関する機構の自己評価を記載した業務実績等報告書を毎年度作成しており、一般公開しています。

この業務実績等報告書の作成にあたっては、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の意見を聴取した上で、理事会での審議を経て、業務実績に関する機構の自己評価を理事長が決定しています。そして、理事長が決定した業務実績等報告書は、文部科学大臣に提出され、評価を受けています。

財務諸表については、事業報告書・決算報告書とともに監事及び会計監査人の監査を受けた上で、理事会の審議を経て、理事長が決定しています。そして、理事長が決定した財務諸表等(事業報告書、決算報告書及び監査報告書を含む。)は、文部科学大臣に提出され、承認を受けています。

レポートिंगのプロセスは以下のように関連する内部の専門部署に依拠しています。

資金充当レポート

- 奨学金担当部署は最新の奨学金に関する情報を財務担当部署に提供。
- これを受けて財務担当部署が資金の充当状況について開示を行う。

社会的インパクトレポート

- 奨学金担当部署は最新の奨学金に関する情報を財務担当部署に提供。
- これを受けて財務担当部署が社会的インパクトの状況について開示を行う。

発行体は本債券の下記の内容について年次で透明性を確保しつつ報告を行う予定です。

- 資金の使途

〈表 3〉 資金使途に関するレポートング内容

| 報告指標 |
|-----------------------------|
| - 適格プロジェクトカテゴリーである第二種奨学金の概要 |
| - 年度の資金充当額 |
| - 未充当の資金残高 |
| - リファイナンス比率(単位:%) |

- 社会的インパクトレポート

〈表 4〉 社会的インパクトに関するレポートング内容

| 報告指標 |
|-------------------------------------|
| - 年度別第二種奨学金貸与人員(単位:万人) |
| - 年度別第二種奨学金貸与金額(単位:億円) |
| - 基準を満たす申請者のうち奨学金を貸与された奨学生の割合(単位:%) |
| - 年度別第二種奨学金回収率(単位:%) |

社会面でのレポートングについては、対象となるプロジェクトの数が非常に多く個別の詳細の開示が困難なことから、その報告は債券レベルで行われます。また上記のほか 18 歳人口や高等教育機関への進学率、奨学金受給者数等の関連データ(一部外部データを含む)についても参考情報として開示されます。

上記のレポートはいずれも日本学生支援機構のウェブサイト上で公開されます。また同機構は状況の変化が生じた場合には、それについての報告を行います。

評価手法

ヴィジオアイリスは、いかなる組織又はいかなる活動のサステナビリティを評価をするにあたっては、環境、社会、ガバナンス(ESG)の各要因は互いに絡み合い補完しあっていることから、その要因を個別に分解し単独で評価することは適切ではないと考えています。したがってソーシャルボンドの適格性を評価するにあたっては、発行体の組織としての社会責任についても評価し、その上で当該ソーシャルボンドによって資金が調達されるプロジェクトの目的や、環境に与える影響、管理体制、レポート等について評価する必要があると考えています。

ヴィジオアイリスによる企業のESGパフォーマンスを評価する手法はISO 26000ガイドラインに準拠しており、環境、人的資源管理、人権、地域社会貢献、企業行動とコーポレートガバナンスの6つの分野に分かれています。そして用いられる評価基準は、業界やプロジェクトの特性等を考慮した上でカスタマイズされています。

ヴィジオアイリスは評価にあたって発行体が提供した情報、メディア及びステークホルダーからの情報を用いています(ヴィジオアイリスは Factiva Dow Jones と連携しており、金融業界向け新聞から業界専門誌、ローカルな出版物から NGO の出版物まで国際的な約 28,500 の出版物へのアクセスを確保しています)。これらのソースから得られた情報は、それが公となっており、文書化され、追跡可能な場合のみ考慮されます。ヴィジオアイリスは発行体のウェブサイトや開示資料を閲覧し、また発行体のいくつかの関連部署の関係者へのインタビューも実施しました。

ヴィジオアイリスの調査及び評価プロセスは社内の品質管理の対象となっています。そのレベルはアナリスト・レベル、チーム・レベル、品質監査部門によるレビューの 3 つのレベルがあり、さらに評価手法を監督する部署による最終レビューと最終承認によって補完されています。不服等の申し立ての権利は評価される全ての企業に保証されており、チーム・レベル、評価手法の監督部署レベル、そしてヴィジオアイリスの科学審査会レベルの 3 つの段階があります。なお、ヴィジオアイリスの関係者は全てヴィジオアイリスの倫理規定に署名しています。

パートI 発行体レベルの評価

注: 日本学生支援機構の発行体レベルの評価は同機構から提供された情報やその他の開示情報、公的に開示された文書から得られたステークホルダーの見解や意見を用いてヴィジオアイリスのエンタープライズ部門により実施されました。

発行体の ESG パフォーマンスのレベル

日本学生支援機構はその社会的責任(CSR)について6つの分野についてヴィジオアイリスの評価基準を用いて評価されました。ヴィジオアイリスの評価は以下の3つの視点に基づいています。

- **方針:** 方針の内容、可視性および責任の所在
 - **実施:** 実施体制(プロセス、手段、管理/レポート等)
 - **結果:** 指標、ステークホルダーからのフィードバック、ESG に関連する論争
- ▶ ESG パフォーマンスの評価尺度: 先進的、良好、限定的、劣る

ESG に関連する係争と論争の対象となっている活動への関与

ESG に関連する係争とは、発行体の企業の社会的責任に関する、一般に情報開示され、文書化され、追跡可能な申し立てを意味します。こうした申し立ては、具体的な事実やこれらの事実の解釈に基づくものほかに、立証されていない事実に基づく場合もあります。

ヴィジオアイリスは以下の 3 つの要素を分析・評価し、それを総合的に勘案することで企業の ESG 関連の係争リスクの軽減能力についての評価を行います。:

- **深刻度:** 係争が与える影響についての、企業レベルでの評価。複数の係争がある場合には最も深刻とみなされるものを尺度とする。(深刻度の評価尺度: 軽微、重要、高度、危機的)
- **反応度:** 係争に対する企業の対応能力の評価。ステークホルダーと適切な対話を行っているか、リスク管理の観点から適切な再発防止策や是正措置を講じているか等。(反応度の評価尺度: 極めて積極的、積極的、一定水準の対応有り、未/無対応)
- **頻度:** 企業レベルで ESG 関連の係争にどの程度巻き込まれやすいかの評価。(頻度の評価尺度: 単発、時々、頻繁、継続的)

ESG 関連の係争が企業の評判に与える影響は、事象の深刻度や企業の対応によりますが、時間の経過と共に小さくなります。したがって、ヴィジオアイリスの ESG に関連する係争に関するデータベースがカバーするものは深刻度が軽微から重要と分類されるものについては事象発生から 24 か月、深刻度が高度から危機的とされるものについては 48 か月となっています。

論争の対象となる活動への関与については 15 の活動について 30 の変数を用いてその関与を分析しました。特定の活動への関与の度合いの判断は以下の 2 つの点に基づいています。

- 論争の対象となっている製品やサービスなどから得ていると想定される収入
- 論争の対象となっている製品やサービスの特徴

パート II 債券レベルの評価

本債券は、ソーシャルボンド原則や、ESGのマネジメント体制とその評価に関する国際的な基準や業界のガイドラインに基づくヴィジオアイリスの評価手法に基づいて、ヴィジオアイリスにより評価されました。

資金の用途

資金の用途についてのガイドラインは、調達された資金が適格プロジェクトのファイナンス又はリファイナンスのために用いられ、その状況が発行体の組織内で追跡可能となる形で定義されます。各プロジェクトが適格プロジェクトとみなされるためには、当該プロジェクトは少なくとも一つの適格プロジェクトのカテゴリーに分類される必要があります。ヴィジオアイリスは各プロジェクトに関連する環境又は社会面での目標を、関連性、可視性そして測定可能性の観点から評価しています。債券の持続可能な発展への貢献度合いは発行体のコミットメント及び関連する適格プロジェクトから予想される便益に基づき評価されます。またその貢献度合いは国連の持続可能な開発目標(SDGs)に照らしても評価されます。

プロジェクトの評価と選定プロセス

調達資金の管理及び資金充当プロセスに関する規定については、透明性、一貫性、効率性の観点からヴィジオアイリスによって評価されます。プロジェクト選択の評価基準の妥当性や網羅性、その他の関連要素及びプロセスの一貫性について、ヴィジオアイリスの評価手法により重要と考えられる論点について分析が行われます。

調達資金の管理

調達資金の管理及び資金充当プロセスに関する規定については透明性、一貫性、効率性の観点からヴィジオアイリスによって評価されます。

レポーティング

レポーティング指標、プロセスそしてその方法は、資金充当状況及び社会への便益、そして本債券によって調達される資金によってファイナンスされるプロジェクトの責任あるマネジメントに関する年次での報告が可能となるように発行体によって規定されます。そしてレポーティングは個々のプロジェクトレベルないしは一定の集計単位によって行われます。ヴィジオアイリスはレポーティングの枠組みの妥当性について、透明性、網羅性、有効性の 3 つの観点から評価を行います。

- ▶ プロセスとコミットメントに関する評価尺度: 先進的、良好、限定的、劣る
- ▶ 発行体の能力に関する保証のレベルに関する評価尺度: 合理的、中程度、弱い

ヴィジオアイリスの評価尺度

| パフォーマンス評価 | | 保証レベル | |
|-----------|--|-------|--------------------------------------|
| 先進的 | 先進的なコミットメント: 社会的責任に正面から取り組み、その目標達成に向けて取り組みを進めている強い裏付けがある。また、合理的なレベルのリスク管理体制が構築されており、新たなリスクを予期し、それに対応するための革新的な手法を用いている。 | 合理的 | 既定の方針や目標等に沿った行動をとることについて高い期待が持てる。 |
| 良好 | 説得力のあるコミットメント: 社会的責任に取り組んでいることについて重要かつ一貫した裏付けがある。また、合理的なレベルのリスク管理体制が構築されている。 | 中程度 | 既定の方針や目標等に沿った行動をとることについて一定程度の期待が持てる。 |
| 限定的 | 社会的責任についての取り組みを始めている、又はその一部については目標を達成しているものの、その取り組みの一貫性等についての裏付けに欠ける。リスク管理のレベルが低いレベルに留まる。 | 弱い | 既定の方針や目標等に沿った行動をとることについてあまり期待が持てない。 |
| 劣る | 社会的責任についての取り組みを行っている裏付けが得られない。リスク管理のレベルが低いもしくは非常に低い水準にあるか、又は弱い。 | | |



Vigeo Eiris is a global provider of environmental, social and governance (ESG) research to investors and public and private corporates. The agency evaluates the level of integration of sustainability factors into organisations' strategy and operations, and undertakes a risk assessment to assist investors and companies' decision-making.

Vigeo Eiris offers two types of services through separate business units

- ▶ **Vigeo Eiris rating** offers databases, sector-based analyses, ratings, benchmarks and portfolio screening, to serve all ethical and responsible investment strategies.
- ▶ **Vigeo Eiris enterprise** works with organisations of all sizes, from all sectors, public and private in order to support them in the integration of ESG criteria into their business functions and strategic operations.

Vigeo Eiris is committed to delivering client products and services with high added value: a result of research and analysis that adheres to the strictest quality standards. Our methodology is reviewed by an independent scientific council and all our production processes, from information collection to service delivery, are documented and audited. Vigeo Eiris has chosen to certify all its processes to the latest ISO 9001 standard. Vigeo Eiris is an approved verifier for CBI (Climate Bond Initiative). Vigeo Eiris' research is referenced in several international scientific publications.

Vigeo Eiris is present in Paris, London, Boston, Brussels, Casablanca, Hong Kong, Milan, Montreal, Santiago, Stockholm and Tokyo and has a team of 200. The agency works with partners through its Vigeo Eiris Global Network.

For more information: www.vigeo-eiris.com